

役立つ制度や情報

医療費の負担や福祉サービス、生活費等についていくつかの制度があります。制度によって市町村の窓口や手続き方法が異なりますので、まずは通院している病院にソーシャルワーカーがいれば相談してみましょう。看護師が対応している場合もあります。

また、最寄りの市町村の障害福祉担当課も相談にのっています。福祉制度を利用する場合、申請用紙は窓口にあります。申請時は印鑑を持参しましょう。

ここでは、代表的な制度について説明をします。

身体障害者手帳

窓口

お住まいの市町村の
障害福祉担当課

免疫機能障害の程度に応じ、認定基準

に該当すれば、「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害」（1級～4級）として認定されます。身体障害者手帳を取得すると、等級（障害の程度）に応じて、「心身障害者（児）医療費助成制度」や「自立支援医療（更生医療）」等、様々な福祉サービスを受けることができます。

千葉県内の場合には身体障害者手帳の申請は居住地の市町村の障害福祉担当課に以下の3点を提出します。

- 申請書
- 診断書・意見書（「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害」の指定医が作成したもの）
- 写真（よこ3cm×たて4cm）

医療費の自己負担軽減のための制度

1 | 健康保険

保険診療の医療費の7割～9割が保険で負担（自由診療を除く）されますので、1割～3割が自己負担となります。

2 | 高額療養費

窓口 病院のソーシャルワーカー、医事課担当者、健康保険組合等

1か月の保険診療医療費が高額になったとき、支払った医療費（入院時の食事にかかる自己負担額・差額室料等を除く。）のうち自己負担限度額を超えた分がご加入の医療保険から払い戻されます。自己負担限度額は、所得や年齢によって決まります。また、あらかじめ高額な医療費が予想される場合は、医療機関の窓口で自己負担限度額までの支払いで済む方法もあります。そのためには、加入している健康保険組合や全国健康保険協会、市町村の国民健康保険窓口などで、「限度額適用認定証」を発行してもらい、受診の際に医療機関に提出することが必要です。詳しいことは、病院のソーシャルワーカー、医事課担当者、ご加入の医療保険にお問い合わせください。

3 | 心身障害者医療費助成

窓口 お住まいの市町村の障害福祉担当課

千葉県では、身体障害者手帳の所持者に対し、障害種類とその等級により、医

療費の助成をしています。「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害」の場合、1級～3級が対象となります。原則として自己負担は1割となります。所得制限等の要件がありますので、詳しくは、市町村の障害福祉担当課に確認してください。

4 | 自立支援医療

窓口 お住まいの市町村の障害福祉担当課

身体障害者手帳の交付を受けている人（18歳未満の人については手帳の交付を受けていなくても申請可）が、その障害の状態の改善のために治療を受ける場合に、各種医療保険の自己負担分の費用の一部について助成を受けることができます。

「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害」の投薬治療はこの制度の対象となります。認定期間は最長一年で、毎年一回必ず更新手続きが必要です。

この制度を利用すると、自己負担額は1割となりますが、前年の所得水準に応じて自己負担限度額（月に0円、2,500円、5,000円、1万円、2万円の5段階に分かれています。）が決まり、それ以上の自己負担が必要なくなります。詳しくは、窓口を確認してください。

申請は以下の書類を窓口提出します。

- 申請書 ● 医師の意見書（指定自立支援医療機関の指定医による）
- 身体障害者手帳のコピー（18歳未満の人は必要なし） ● 健康保険証のコピー
- 所得を確認できるもの



所得保障の制度

1 | 傷病手当金

窓口 ご加入の健康保険組合・共済組合・
全国健康保険協会

業務外の病気やケガによる療養のために欠勤し給料が出ない場合に、社員が加入している健康保険から、標準報酬日額の3分の2が傷病手当金として、最長で1年半支給されます（国民健康保険組合でも支給している組合があります。支給額及び支給期間は各組合ごとに規定しています。）。詳しくは、ご加入の健康保険組合・共済組合・全国健康保険協会にお問い合わせください。

2 | 障害基礎年金

窓口 お住まいの市町村の国民年金課
あるいは年金事務所

一定の障害の状態にある場合は、障害基礎年金を受給できます（これは障害者手帳とは別の制度です。）。ただし、障害のもとになった病気やけがの初診日に年金に加入している必要があります（20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満で、年金に加入していない期間に初診日があるときも含みます。）。また、初診日の前日において初診日の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上で保険料を納付あるいは免除されているか、又は初診日の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないことが必要です。

詳しくは市町村の国民年金課あるいは年金事務所にお問い合わせください。

3 | 生活福祉資金貸付制度

窓口 お住まいの市町村社会福祉協議会・
民生委員

所得の低い世帯や障害者の属する世帯等に対して、世帯の自立を図ることを目的に資金を無利子又は低利で貸付ける制度です。詳しいことは、市町村社会福祉協議会又は民生委員に相談してください。

4 | 生活保護

窓口 お住まいの福祉事務所

憲法25条に基づく最低限度の生活の保障です。収入が最低生活費を下回る場合、その不足分が支給されます。詳しいことは居住地又は現在地を管轄する福祉事務所に相談してください。

5 | 雇用保険

窓口 ハローワーク

失業した場合、雇用保険の各種給付（基本手当、就職促進給付等）を受けられることがあります。詳しくは、ハローワークに相談してください。

介護保険

窓口 お住まいの市町村の
介護保険担当課
地域包括支援センター

40歳以上の人は、住所を有する市町村の被保険者となります。被保険者が65歳以上で身体機能の低下等により、日常

生活が困難となり介護が必要となった時、又は、40歳以上で、特定疾病（がんのターミナル期など16疾病）により介護が必要となった時、介護や福祉用具貸与等のサービスを受けることができます。

協力歯科医療機関

HIV陽性者が職場や住まいの近くで歯科治療が受けられるように、歯科医療機関を紹介する制度です。HIVやエイズに関する治療状況などに配慮して、適切な歯科治療が受けられるように主治医が協力歯科医療機関を紹介します。受診しているエイズ診療協力病院等の主治医に相談してください。

主治医から、千葉県歯科医師会に連絡をとり、協力歯科診療所の紹介を受けません。

専門相談員の派遣 (派遣カウンセラー制度)

窓口 主治医

HIV陽性者の様々な相談には、各病院の医師や看護師、ソーシャルワーカー等が応じていますが、状況によって、千葉県のエイズ専門相談員派遣制度（派遣カウンセラー制度）も利用することができます。申込みは主治医が千葉県健康福祉部疾病対策課感染症予防班（P31参照）へ行きますので、希望される方は主治医と相談してください。



相談窓口

保健所での相談

保健所では、HIV陽性の方が地域で安心して療養生活が送れるよう、担当の保健師が療養相談や療養支援のサービスコーディネートのお手伝いをしています。また、精神保健等の相談も受けています。プライバシーは守られますので、安心して利用してください。

千葉県内の保健所等一覧（令和2年1月1日現在）

千葉県域		
管轄市町村	保健所名	電話番号
習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市	習志野健康福祉センター（習志野保健所）	047（475）5154
市川市・浦安市	市川健康福祉センター（市川保健所）	047（377）1103
松戸市・流山市・我孫子市	松戸健康福祉センター（松戸保健所）	047（361）2139
野田市	野田健康福祉センター（野田保健所）	04（7124）8155
成田市・佐倉市・四街道市・八街市・印西市・富里市・酒々井町・白井市・栄町	印旛健康福祉センター（印旛保健所）	043（483）1466
※成田支所は成田市・富里市を管轄しています。	印旛健康福祉センター成田支所	0476（26）7231
香取市・神崎町・多古町・東庄町	香取健康福祉センター（香取保健所）	0478（52）9161
銚子市・旭市・匝瑳市	八日市場地域保健センター	0479（72）1281
東金市・山武市・大網白里市・九十九里町・芝山町・横芝光町	山武健康福祉センター（山武保健所）	0475（54）0611
茂原市・一宮町・睦沢町・長生村・白子町・長柄町・長南町	長生健康福祉センター（長生保健所）	0475（22）5167

千葉県域		
管轄市町村	保健所名	電話番号
勝浦市・いすみ市・大多喜町・御宿町	夷隅健康福祉センター（夷隅保健所）	0470（73）0145
館山市・南房総市・鋸南町・鴨川市	安房健康福祉センター（安房保健所） 鴨川地域保健センター	0470（22）4511 04（7092）4511
木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市	君津健康福祉センター（君津保健所）	0438（22）3745
市原市	市原健康福祉センター（市原保健所）	0436（21）6391
千葉市	千葉市保健所	043（238）9974
船橋市	船橋市保健所	047（409）2867
柏市	柏市保健所	04（7167）1254

千葉県エイズ専門相談員派遣事業のご紹介

- 千葉県には HIV、エイズ専門の相談員（心理職）がおり、エイズ患者、HIV 感染者及びその家族等に対してさまざまなご相談に応じています。
- 希望される場合は、主治医や担当看護師、または保健所担当にその旨、お伝え下さい。調整の上、お会いする日時を設定します。
- 相談は一回限りでもかまいませんし、継続することも可能です。また途中でやめたり、再開することもできます。
- 相談員の派遣は原則として、主治医（担当保健師）を通して依頼していただくことになっています。

お問合せ：千葉県健康福祉部疾病対策課

電話：043（223）2691（直通）

NGO・NPOでの相談

NGO・NPO団体によってHIV陽性者向けの相談等が行われています。詳しくは各団体へお問い合わせください。

HIV陽性者向けの電話相談・ケア提供を行っている団体

団体名・URL	電話番号	事業内容
アカー http://www.occu.or.jp	03(3380)2269	●電話相談(日本語) 火～木曜 20:00～22:00
	03(3383)5556	●HIV+のための法律相談(予約制) 月～金曜 12:00～20:00(予約受付時間)
HIVと人権・情報センター東京 http://www.npo-jhc.com/	03(5259)0619	●電話相談(日本語) 月曜 16:00～19:00 ●福祉支援／ケア／カウンセリング／シェルター運営／栄養支援
社会福祉法人はばたき福祉事業団 http://www.habatakifukushi.jp/	03(5228)1239	●電話相談(日本語) 月～金曜 10:00～16:00 ●薬害エイズ被害者の救済事業及びHIV感染者(障害者)・HCV・血友病医療福祉相談
ぶれいす東京 http://www.ptokyo.org/	0120(02)8341 (携帯・公衆電話からも可)	●HIV陽性者と確認検査待ちの人、そのパートナー、周囲の人のための電話相談(厚生労働省委託事業) 月～土曜 13:00～19:00 木曜 15:00～18:00 HIV陽性の相談員対応
	03(3361)8964	●対面相談サービスの予約電話(HIV陽性者とパートナー、家族向け) ●HIV陽性者とパートナー、家族のための「ネストプログラム」の運営／ボランティアスタッフの派遣 月～土曜 12:00～19:00
	03(3361)8909	●HIV/エイズ感染不安の電話相談 日曜 13:00～17:00
	03(5386)1575	●ゲイによるゲイのためのHIV/エイズ電話相談 土曜 19:00～21:00
ライフ・エイズ・プロジェクト(LAP) http://www.lap.jp/	03(5685)9644	●電話相談(日本語) 毎週土曜 16:00～19:00 ●ケア提供

HIV 陽性者の交流会を行っている団体

団体名	連絡先電話	URL
アカー	03(3383)5556	http://www.occur.or.jp/
日本HIV陽性者ネットワーク・ジャンププラス (JaNP+)	03(5937)4040	http://www.janplus.jp/
ぶれいす東京「ネストプログラム」	03(3361)8964	http://www.ptokyo.org/nest 「ネスト HIV」で検索
ライフ・エイズ・プロジェクト(LAP)	03(5685)9644	http://www.lap.jp/

外国語での相談を行っている団体

団体名・URL	電話番号／事業内容
特定非営利活動法人AMDA国際医療情報センター http://amda-imic.com/ 03(6233)9266 (やさしい日本語) … ● 電話による医療情報提供 平日 10:00～15:00	
シェア＝国際保健協力市民の会 http://share.or.jp/ 050(3424)0195 (直) … ● 日本語・英語の医療相談 月・水・金曜 10:00～17:00 080(3791)3630 … ● タイ語電話相談 木曜 9:00～16:00 / 土曜 17:30～22:00 (担当:TAWAN*) *TAWANは在日タイ人の健康をサポートするグループです。	
東京英語いのちの電話(TELL) http://www.telljp.com 03(5774)0992 … ● 電話相談(英語のみ・年中無休) 9:00～23:00 03(4550)1147 (日本語) 03(4550)1146 (英語) … ● 対面のカウンセリング・サービス(予約制)	

その他の電話相談

団体名・URL／電話番号／事業内容
千葉いのちの電話 https://www.chiba-inochi.jp/ 043(227)3900 … ● エイズ 悩み電話相談(日本語) 24時間対応
エイズ・サポート千葉 http://supportchiba.la.coocan.jp/ 043(290)4278 … ● ゲイのための相談室@ちば 毎月第3日曜日 15:00～18:00
公益財団法人エイズ予防財団 http://www.jfap.or.jp/ 0120(177)812 / 03(5259)1815 … ● 電話相談 月～金曜(年末年始・祝日を除く) 10:00～13:00, 14:00～17:00
有終支援 いのちの山彦電話 https://inochi-no-yamabiko.jimdo.com/ 03(3842)5311 … ● 心の電話相談(日本語) 月～木曜 12:00～20:00 / 金曜 12:00～22:00 (9・3月は月～木曜、土・日曜、祝祭日 12:00～20:00 / 金曜 12:00～22:00)



情報提供サイト

ウェブサイト名・URL

HIVマップ～すぐに役立つHIV(エイズ)の情報サイト～
http://www.hiv-map.net/



Futures Japan～HIV陽性者のための総合情報サイト～
http://futures-japan.jp/



国立国際医療研究センター エイズ治療・研究開発センター(ACC)「患者ノート」
[PC] <http://note.acc-info.jp/>

関東甲信越HIV/AIDS情報ネット「制度の手引き」
[PC] <http://kkse-net.jp/tebiki.html>

HIV検査・相談マップ
[PC] <http://www.hivkensa.com/index.html>
[携帯] <http://www.hivkensa.com/mb/index.php>



千葉県健康福祉部疾病対策課「エイズ・性感染症関係情報」
[PC] <http://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/kansenshou/aids>



community center akta

セクシュアリティや年齢に関係なく誰でも無料で利用できるオープンスペースです。HIVや性感染症に関する相談・検査の情報やセーフターセックスのガイド、新宿2丁目のバーマップやセクシュアリティに関する書籍、HIV陽性者の手記を集めた冊子などを揃えています。

電話：03(3226)8998 FAX：03(6380)0575

開館：火・水曜を除く毎日16:00～22:00(年末年始を除く)

<http://www.akta.jp>

その他の相談

医療機関等で行われている医療に関する相談を受けています。

●千葉県医療安全相談センター

電話：043(223)3636

月～金曜(祝日、閉庁日を除く) 9:00～12:00, 13:00～16:30

精神保健福祉相談

薬物依存、アルコール依存等、こころの問題や病気で困っているご本人、ご家族や身近な方からの相談を受けています。

●千葉県精神保健福祉センター 相談専門電話：043(263)3893

受付時間 月～金 9:00～18:30(祝日、年末年始を除く)

人権侵害や差別についての相談

人権侵害や法律に関する相談は下記で受け付けています。

[人権に関する相談]

●みんなの人権110番(全国共通)

ナビダイヤル 0570-003-110(受付時間 月～金曜(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15)

※この電話番号はおかけになった場所の最寄りの法務局につながります。

※ナビダイヤルは、固定電話、携帯電話、公衆電話、ひかり電話及びIP電話(050の番号で始まるものを除く。)からの利用が可能です。

●インターネット人権相談受付窓口 <http://www.jinken.go.jp/>

[法律に関する相談]

●千葉県弁護士会 法律相談 インターネット予約

<http://www.soudan-chiba-ben.jp/>



「たんぽぽ」の由来

冊子タイトルの「たんぽぽ」は、平成5年に作成した初版時の表紙のたんぽぽの写真から名づけられました。たんぽぽの写真は、当時「大阪HIV訴訟」原告団代表として、実名を公表して活動をされていた石田吉明さんが撮影したものを、ご厚意で使わせていただいたものです。今回の改訂にあたってデザインも一新しましたが、タイトルはそのまま「たんぽぽ」とすることにしました。



「病者が病者でいられる社会」1990年5月 万博日本庭園
(撮影：石田吉明)

たんぽぽ

令和2年1月発行

登録番号 (22)350

編集・発行 東京都福祉保健局健康安全部感染症対策課

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 電話:03-5320-4487

制作協力 特定非営利活動法人 ぶれいす東京

デザイン 加納啓善

写真提供 田口弘樹 (P3, 23) 新山可奈 (P5) 宮澤文康 (P7, 12, 15, 25, 29, 34) 本多晃 (cover)

※私的使用のための複製や引用など、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することを禁じます。

印刷 株式会社さくら印刷



